

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公開番号】特開2017-6576(P2017-6576A)

【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2015-128307(P2015-128307)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月15日(2017.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

縦方向と横方向と前後方向とを有する吸収性物品であって、

前記縦方向に沿った吸収性本体と、

前記横方向に沿ったベルト部と、を有し、

一対の脚回り開口部が形成されており、

前記縦方向の上方側から前記一対の前記脚回り開口部に向かって、前記横方向外側へ傾斜した、少なくとも前記吸収性本体及び前記ベルト部を接合する一対の接合部が、前方及び後方にそれぞれ設けられており、

前記吸収性本体は、

液体を吸収する吸収体と、

前記吸収体よりも肌側に配置された液透過性の肌側シートと、

前記吸収体よりも非肌側に配置された外装シートと、

前記吸収体と前記外装シートとの間に配置された液不透過性の非肌側シートと、を有し、

前記前後方向のうち少なくとも一方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間に、別体シート部材が設けられており、

前記別体シート部材は、前記吸収性本体のうちの前記吸収体が設けられていない領域と重なる部分を有し、

前記別体シート部材は、前記吸収体よりも前記肌側に設けられていることを特徴とする吸収性物品。

【請求項2】

請求項1に記載の吸収性物品であって、

前記別体シート部材は、前記吸収性本体に接合されていない非接合部を前記縦方向の下端側に有し、

前記非接合部と前記吸収性本体との間には、前記縦方向の下方に開口する空間が形成されていることを特徴とする吸収性物品。

【請求項3】

請求項 2 に記載の吸收性物品であって、  
前記非接合部には、弾性部材が前記横方向に伸長された状態で接合されている  
ことを特徴とする吸收性物品。

【請求項 4】

縦方向と横方向と前後方向とを有する吸收性物品であって、  
前記縦方向に沿った吸收性本体と、  
前記横方向に沿ったベルト部と、を有し、  
一対の脚回り開口部が形成されており、  
前記縦方向の上方側から前記一対の前記脚回り開口部に向かって、前記横方向外側へ傾斜した、少なくとも前記吸收性本体及び前記ベルト部を接合する一対の接合部が、前方及び後方にそれぞれ設けられており、  
前記吸收性本体は、  
液体を吸収する吸収体と、  
前記吸収体よりも肌側に配置された液透過性の肌側シートと、  
前記吸収体よりも非肌側に配置された外装シートと、  
前記吸収体と前記外装シートとの間に配置された液不透過性の非肌側シートと、を有し、  
前記前後方向のうち少なくとも一方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間に、別体シート部材が設けられており、  
前記別体シート部材は、前記吸收性本体のうちの前記吸収体が設けられていない領域と重なる部分を有し、  
前記別体シート部材は、前方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間、及び後方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間に、それぞれ設けられており、  
前記前方側の前記別体シート部材及び前記後方側の前記別体シート部材のうちいずれか一方は、前記吸収体よりも前記非肌側に設けられ、他方は、前記吸収体よりも前記肌側に設けられている  
ことを特徴とする吸收性物品。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の吸收性物品であって、  
前記一方の前記別体シート部材は、少なくとも一部に色が付された状態で前記外装シートよりも前記非肌側に設けられており、  
前記前方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間の領域の色と前記後方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間の領域の色とが異なっている  
ことを特徴とする吸收性物品。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の吸收性物品であって、  
前記吸收性本体のうちの前記吸収体が設けられていない領域は、非伸縮領域である  
ことを特徴とする吸收性物品。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の吸收性物品であって、  
前記別体シート部材は、前記一対の接合部によって、前記吸收性本体及び前記ベルト部と一体に接合されている  
ことを特徴とする吸收性物品。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記目的を達成するための主たる発明は、縦方向と横方向と前後方向とを有する吸收性

物品であって、前記縦方向に沿った吸收性本体と、前記横方向に沿ったベルト部と、を有し、一対の脚回り開口部が形成されており、前記縦方向の上方側から前記一対の前記脚回り開口部に向かって、前記横方向外側へ傾斜した、少なくとも前記吸收性本体及び前記ベルト部を接合する一対の接合部が、前方及び後方にそれぞれ設けられており、前記吸收性本体は、液体を吸収する吸収体と、前記吸収体よりも肌側に配置された液透過性の肌側シートと、前記吸収体よりも非肌側に配置された外装シートと、前記吸収体と前記外装シートとの間に配置された液不透過性の非肌側シートと、を有し、前記前後方向のうち少なくとも一方側における前記一対の前記接合部の前記横方向の間に、別体シート部材が設けられており、前記別体シート部材は、前記吸收性本体のうちの前記吸収体が設けられていない領域と重なる部分を有し、前記別体シート部材は、前記吸収体よりも前記肌側に設けられていることを特徴とする吸收性物品である。本発明の他の特徴については、本明細書及び添付図面の記載により明らかにする。